

直接的必要経費申告書

勝又健康保険組合理事長殿

令和2年4月2日

健康保険証に記載
の記号番号

被保険者記号・番号

(例 10-1234)

被保険者氏名

健保 太郎

申請者である(名前) 健保 花子 の認定に伴う、
自営業(業種) 飲食業(小料理屋) の直接的必要経費について次の通り申告します。

「直接的必要経費」として自己申告する経費について

- ①事業所の所在地と自宅の住所が同一で経費混在の方は事業所の負担分と自宅の負担分を明確にすることにより、事業所負担分を「直接的必要経費」として年間総収入から控除しますので記入し事業所負担分と自宅の負担分を明らかに出来る書類を添付してください。
- ②事業所と自宅が別で経費混在がない方は事業所負担分に経費金額を記入してください。
経費科目の中に事業所分、自宅分を混在しているものがあればわけて記載いただき負担分を明らかに出来る書類を添付してください。
- ③事業所負担分を明確に証明し、健保が直接的必要経費と認めた経費は全額控除しますが明確に証明できない場合は事業所分・自宅分を50%で算定します。

経費科目	金額(円)			内容	健保使用欄	
	事業所負担分	自宅負担分	計			
水道光熱費	120,000	120,000	240,000	明確に区分できないため		
通信費	60,000	0	60,000	申告書の額は事業所分のみ。※1		
地代家賃						
旅費交通費	20,000	0	20,000	自宅のため通勤分はない		
※1 「事業所負担分と自宅の負担分を明らかに出来る書類を添付						

なお、今後被扶養者の状況に変更があった際は速やかに連絡します。
また、本内容に相違があった場合は、遡って被扶養者資格を取消されても異存ございません。

以 上

(3.9)